

マイナンバーカードの保険証利用に関するQ & A

Q 1 . 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。

A 1 . マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、厚生労働省では医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

Q 2 . 家族が転職などで加入する健保が変わった場合の健保に対する手続きは必要ですか。

A 2 . 従来通り、健保への異動届等の手続きは必要です。

Q 3 . マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。

A 3 . マイナンバーカードリーダーが設置されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。
マイナンバーカードリーダーが設置されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

Q 4 . マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか。

A 4 . 厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局の一覧を掲載しています。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)
また、マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示するようになっていきます。

Q 5 . 医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。

A 5 . マイナンバーカードの場合

受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダー（ ）に置きます。

1 . 「顔認証付きカードリーダー」の場合は、

- ・顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影した顔を比較） 又は
- ・患者が4桁の暗証番号を入力

により、本人確認を行います（窓口職員の目視も可）。

2 . 「汎用カードリーダー」の場合は、

- ・患者が4桁の暗証番号を入力 又は
- ・窓口職員の目視

により本人確認を行います。

マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー

健康保険証の場合

従来どおり、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。

Q 6 . 医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか。

A 6 . 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。

Q 7 . マイナンバーカードを忘れた場合はどのようにすればよいですか。

A 7 . 健康保険証を持参している場合は、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

Q 8 . 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。

A 8 . 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

Q 9 . マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。

A 9 . 転職・結婚・引越ししても、健康保険証の発行を待たずに、**健保での手続きが完了次第**、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

また、マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することができるようになります。薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得たうえで医療関係者に提供し、より良い医療を受けることができるようになります。

Q 10 . 従来の健康保険証は使えなくなりますか。

A 10 . 従来どおり健康保険証でも受診できます。